

浦添市サッカー協会

1 設立年月日

昭和62年（1987年）5月

2 設立の経緯

昭和58年（1983年）頃から浦添市内に一般の同好会チームがあった。市内でのサッカー大会は、市職員の吉浜功氏が市内同好会チームと、隣市町村の社会人チームに声かけし、開催したことがきっかけである。当初の運営方法は、試行錯誤なのであった。

昭和59年（1984年）12月には市内チームによる、第1回浦添市社会人サッカー大会を開催出来るようになった。その後昭和62年（1987年）5月浦添市サッカー協会を発足。初代会長に浦添市在で、当時沖縄県サッカー協会理事、高校教諭の屋比久正氏に依頼し引き受けて頂いた。

協会設立に合わせて少年サッカー育成を各関係者に呼び掛け、I F C宮城（宮城小）が発足し社会人チームの協力を得て指導にあたった。

平成3年（1991年）には4チーム（76名）で大会を開催、平成4年（1992年）には6チーム（184名）の参加があり少年サッカーの組織が出来上がり、平成5年（1993年）に浦添市リーグプレシーズンマッチを開催、社会人チーム、少年チーム6チーム参加で大会を開催した

平成6年（1994年）3月、新会長に上原正典氏が選任され当年4月第1回浦添市少年育成教育リーグがスタートした。大会は、高学年・低学年19チームの参加で行われた。現在当教育リーグは25チームの参加で活動している。



市民グラウンドでの少年サッカー大会の様子。父母の会の応援も熱気が入り、毎回の大盛況である。

3 歴代役員

(1) 会長

屋比久 正 昭和62年（1987年）～
平成5年（1993年）

上原 正典 平成6年（1994年）～現在

(2) 副会長

与那嶺吉正 平成10年（1998年）～現在

棚原 由則 平成10年（1998年）～現在

(3) 理事長

吉浜 功 平成6年（1994年）～
平成7年（1995年）

与那嶺吉正 平成8年（1996年）～
平成9年（1998年）

宮城 隆 平成10年（1999年）～現在

(4) 事務局長

吉浜 功 平成62年（1987年）～
平成5年（1993年）

田川 光秀 平成5年（1993年）～
平成9年（1998年）

比嘉 克広 平成10年（1999年）～現在



盛んになった少年サッカー大会の開会式で、上原正典会長の前で選手宣誓する代表選手

4 年間の主な行事

- (1) 浦添市少年サッカー教育リーグ
4月～2月（毎月第2土・日）
- (2) 社会人サッカー大会
毎年9月中旬
- (3) 社会人・ママさんフットサル大会

毎年1月中旬（屋内競技場）

(4) 浦添市少年サッカー卒業生大会

毎年3月中旬

(5) 県大会予選地区大会

5月～1月

(6) 市長杯

5 現在の加盟団体紹介

(1) 一般

こだこFC・浦添SC・FCドリマーズ・
FC浦添・アンバランス・てだこFC・F
C琉球・その他（浦添市サッカー協会登録
チーム）

(2) 高等学校

浦添高校・陽明高校・浦添商業高校・浦添
工業高校・那覇工業高校・昭和薬科附属高
校

(3) 中学校

浦添中学校・仲西中学校・神森中学校・浦
西中学校・港川中学校・昭和薬科附属中学
校

(4) 少年チーム

浦添FC・仲西SC・牧港BK・港川FFC・
内間FC・1FC宮城・沢岷FC・前田FC・
浦城SC・当山FC

(5) 女子チーム

LFC浦添

6 大会での主な成績

県民大会におけるサッカー競技の成績は昭和49年（第27回）大会、昭和50年（第28回）大会のベスト4が過去の上位である。対戦リーグ表によって毎回の実績結果がでることから、ここ数年の県民大会における実績も低迷している。課題を克服していきながら、県民大会やその他の県大会への上位進出を目指していきたい。

7 今後の課題と展望

本協会が設立され、平成14年度で15年目を迎

え、益々協会組織も充実してきた。協会主催の小学生サッカー大会も第8回となり、大会毎にチームの参加数も増加し、選手の技術面の向上や父母の会の活動も活発となってきた。又、学校体育施設開放使用者団体（平成15年度）のサッカーの一般登録チームが50チームとなり、Jリーグやサッカーワールドカップへの関心も相まって益々サッカー競技の関心も盛んになってきた。今後、協会の運営と県民大会、県大会での上位入賞、さらに本市から未来のプロサッカー選手の輩出とその実現を図るため、以下の内容を課題としたい。

(1) 底辺の拡大

小学生や中・高校生のサッカーの活性化を図る。

(2) 練習場の確保

常時、チームが集まって練習できる施設（特に市内小中学校運動場）や情報交換場所の確保。

(3) 浦添市選手の強化

小中高一般と連携した選手育成と強化計画の取り組みや一般チームとの連携やプロサッカー選手を招聘してのサッカー教室や実技指導の開催。



元アルゼンチン代表のオルデカ・ホルフェ氏を迎えてのサッカー技術指導

(4) サッカーの普及

生涯スポーツとして市民が気軽に楽しめるサッカーが出来るような普及活動。

(5) 役員相互の連携

役員増加と多くの人々が大会に関わりを持ち、

運営に当たる連帯感と信頼関係の推進。

(6) 父母の会との連携

父母の会の協力支援を得て、小学生サッカー大会の運営協力等、多くの関係者との関わりを持ち、運営に当たる連帯感と信頼関係の推進。

(7) 対外交流の充実等

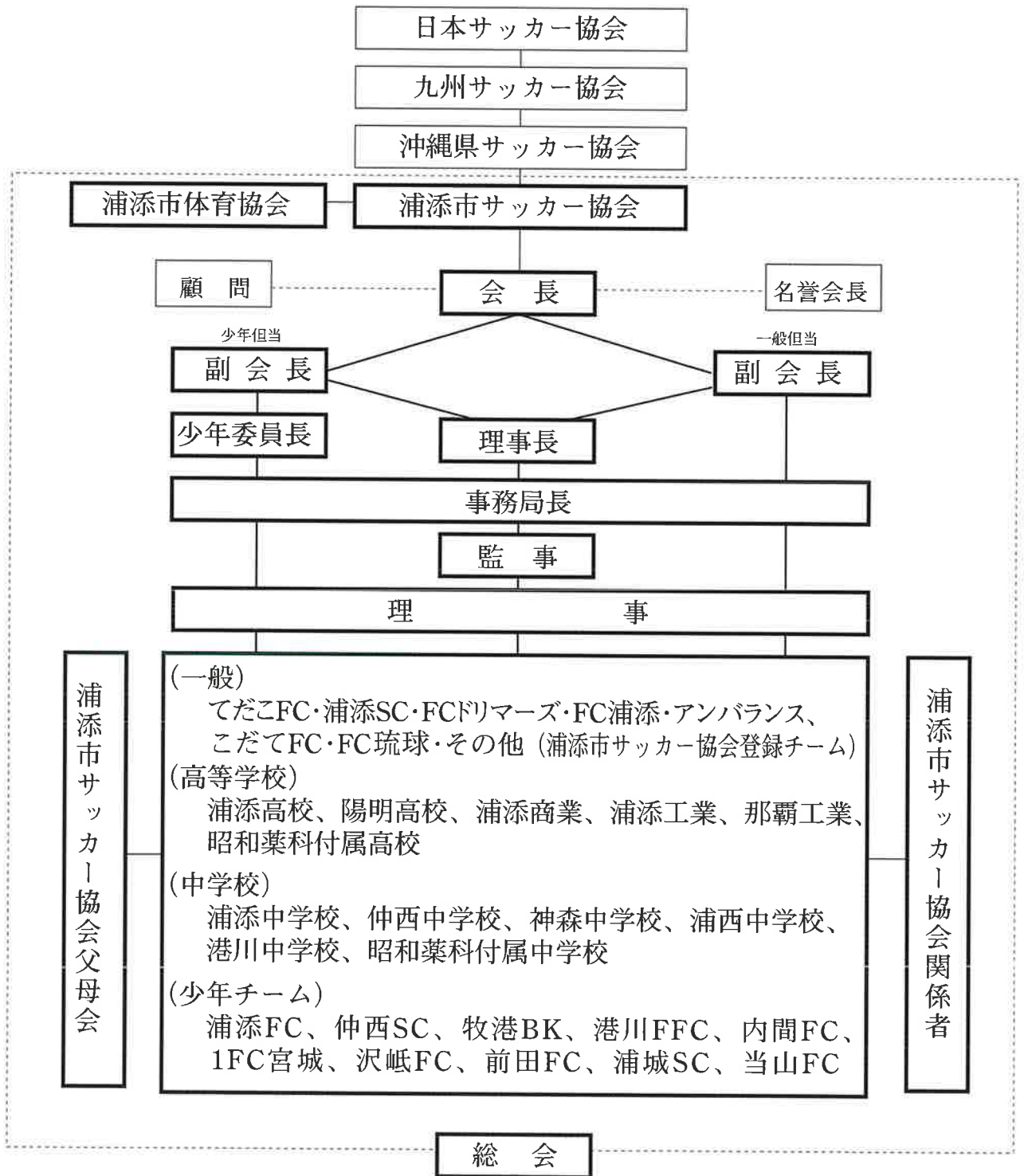
姉妹都市愛知県蒲郡市とのサッカー交流をはじめ、国際センター研修生との国際交流、他市町村サッカーチームとの積極的な対外交流の推進。



平成 8 年 8 月 2 日蒲郡市少年サッカーチームとの交流会の様子



平成15年度
浦添市サッカー協会組織図



浦添市サッカー協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は浦添市サッカー協会と称し、浦添市体育協会サッカー部を兼ねる。

(事務局)

第2条 本会の事務局は理事会の承認を得た場所とする。

第2章 目的

(目的)

第3条 本会は浦添市教育委員会と浦添市体育協会の下にサッカー活動を通して青少年の健全育成と、サッカーの技術、競技力の向上とともに親睦を図り、市民へのサッカー文化の普及振興に寄与することを目的とする。

第3章 事業

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 年間に基づく競技会、講習会、研修会等の開催。
- 2 他の機関、団体などの開催する競技会、講習会、研修会等への参加、協力及び派遣。
- 3 市内の各種のサッカーチーム（少年、中学校、高校、社会人）へのコーチの派遣と育成
- 4 市内のサッカー競技施設の改善、拡充の促進に関すること。
- 5 その他、目的達成のために必要な事項。

第4章 組織

(名称)

第5条 本会は浦添市に居住する者及び浦添市出身者又は市内に職場を有する者でサッカーと人材育成に情熱のある者、又は団体に組織する。

第5章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2名（一般、少年各1名）
- (3) 理事長 1名
- (4) 少年委員長 1名
- (5) 理事 若干名
- (6) 事務局長 1名
- (7) 監事 2名

第7条 前条に定める他、必要に応じて名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

第6章 役員を選任と任期

(役員選任)

第8条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長は理事会の推薦により役員会で選任する。
- 2 副会長は会長が推薦し理事会で承認する。
- 3 理事長は理事の中より互選により選任し、役員会の承認を得る。
- 4 少年委員長は理事の中より選任し、役員会の承認を得る。
- 5 理事は理事会、役員会の承認を得る
- 6 事務局長は、理事の中より、理事長が推薦し、理事会で選任する。
- 7 監事は会員の中より理事会で選任する。
- 8 会長は理事会の承認を得て名誉会長、顧問、参与を置くことができる。
- 9 全各号の人事の件は総会に報告するものとする。

(役員任期)

第9条 本会役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員任務)

第10条 本会の役員任務は次の各号のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
- 3 理事長は理事会を組織し、その決議に基づき会務を執行総括する。
- 4 少年委員長は中央会議等に出席し内容を報告する。
- 5 理事は理事会に出席し、その議題を評議、諮問する
- 6 事務局長は会議の決議に基づき、会務を執行処理する。
- 7 監事は本会の会務、会計を監査し、総会に報告する。

第7章 会議

(会議)

第11条 本会に次の会議を置く。

- 1 総会
- 2 役員会
- 3 理事会

(総会)

第12条 総会は毎年1回開催し、顧問、会長、副会長、理事長、事務局長、理事、監事をもって構成し、会長が議長となり、次の事項を審議し、出席者の過半数をもって決定する。必要に応じ臨時に開催することができる。

- (1) 事業計画に関する事
- (2) 予算及び決算に関する事
- (3) 役員に関する事

- (4) 会則の改廃に関する事
- (5) その他、本会の目的達成及び重要な事項に関する事

(役員会)

第13条 役員会は、会長、副会長、理事長、理事、監事をもって構成し、会長が議長となり、理事会から上申された事項を審議し、出席者の過半数をもって決定する。

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事長、理事、事務局長をもって構成し、理事長が議長となり、本会の業務執行に必要な事項を審議し、出席者の過半数をもって決定する。

第8章 会計

(経費)

第15条 本会の運営費は本会会員の会費、事業収入、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(監査)

第17条 収入決議は監事の監査を受けて、総会に報告する。

第9章 会則の改廃

(会則の改廃)

第18条 この会則は総会の決議により改廃する。



少年サッカー大会開会式。選手を激励する宮城清吉体協会長